

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 3 条 の 3 専 門 職 学 位 課 程 に 入 学 す る こ の の で き る 者 は 、 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 資 格 を 有 す る 者 と す る 。</p> <p>(1) 大 学 又 は 専 門 職 大 学 を 卒 業 し た 者</p> <p>(2) 学 校 教 育 法 第 1 0 4 条 第 7 項 の 規 定 に よ り 学 士 の 学 位 を 授 与 さ れ た 者</p> <p>(3) 外 国 に お い て 、 学 校 教 育 に お け る 1 6 年 の 課 程 を 修 了 し た 者</p> <p>(4) 外 国 の 学 校 が 行 う 通 信 教 育 に お け る 授 業 科 目 を 我 が 国 に お い て 履 修 す る こ と に よ り 当 該 外 国 の 学 校 教 育 に お け る 1 6 年 の 課 程 を 修 了 し た 者</p> <p>(5) 我 が 国 に お い て 、 外 国 の 大 学 (専 門 職 大 学 に 相 当 す る 外 国 の 大 学 を 含 む 。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ 。) の 課 程 (そ の 修 了 者 が 当 該 外 国 の 学 校 教 育 に お け る 1 6 年 の 課 程 を 修 了 し た と さ れ る も の に 限 る 。) を 有 す る も の と し て 当 該 外 国 の 学 校 教 育 制 度 に お い て 位 置 付 け ら れ た 教 育 施 設 で あ つ て 、 文 部 科 学 大 臣 が 指 定 す る も の の 当 該 課 程 を 修 了 し た 者</p> <p>(6) 外 国 の 大 学 そ の 他 の 外 国 の 学 校 (そ の 教 育 研 究 活 動 等 の 総 合 的 な 状 況 に つ い て 、 当 該 外 国 の 政 府 又 は 関 係 機 関 の 認 証 を 受 け た 者 に よ る 評 価 を 受 け た も の 又 は こ れ に 準 ず る も の と し て 文 部 科 学 大 臣 が 指 定 す る も の に 限 る 。) に お い て 、 修 業 年 限 が 3 年 以 上 で あ る 課 程 を 修 了 す る こ と (当 該 外 国 の 学 校 が 行 う 通 信 教 育 に お け る 授 業 科 目 を 我 が 国 に お い て 履 修 す る こ と に よ り 当 該 課 程 を 修 了 す る こ と 及 び 当 該 外 国 の 学 校 教 育 制 度 に お い て 位 置 付 け ら れ た 教 育 施 設 で あ つ て 前 号 の 指 定 を 受 け た も の に お い て 課 程 を 修 了 す る こ と を 含 む 。) に よ り 、 学 士 の 学 位 に 相 当 す る 学 位 を 授 与 さ れ た 者</p> <p>(7) 文 部 科 学 大 臣 が 指 定 す る 専 修 学 校 の 専 門 課 程 を 文 部 科 学 大 臣 が 定 め る 日 以 後 に 修 了 し た 者</p> <p>(8) 文 部 科 学 大 臣 の 指 定 し た 者</p> <p>(9) 大 学 又 は 専 門 職 大 学 に 3 年 以 上 在 学 し た 者 (学 校 教 育 法 第 1 0 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 こ れ に 準 ず る 者 と し て 文 部 科 学 大 臣 が 定 め る 者 を 含 む 。) で あ つ て 、 本 学 に お い て 、 所 定 の 単 位 を 優 れ た 成 績 を も つ て 修 得 し た も の と 認 め た 者</p> <p>(10) 本 学 に お い て 、 個 別 の 入 学 資 格 審 査 に よ り 、 大 学 又 は 専 門 職 大 学 を 卒 業 し た 者 と 同 等 以 上 の 学 力 が あ る と 認 め た 者 で 、 2 2 歳 に 達 し た も の</p>	<p>第 5 3 条 の 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 大 学 又 は 専 門 職 大 学 に 3 年 以 上 在 学 し た 者 (学 校 教 育 法 第 1 0 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 こ れ に 準 ず る 者 と し て 文 部 科 学 大 臣 が 定 め る 者 を 含 む 。) で あ つ て 、 本 学 に お い て 、 所 定 の 単 位 を 優 れ た 成 績 を も つ て 修 得 し た も の と 認 め た も の (当 該 単 位 の 修 得 の 状 況 及 び 法 科 大 学 院 が 当 該 法 科 大 学 院 に お い て 必 要 と さ れ る 法 学 の 基 礎 的 な 学 識 を 有 す る か ど う か を 判 定 す る た め に 実 施 す る 試 験 の 結 果 に 基 づ き 、 こ れ と 同 等 以 上 の 能 力 及 び 資 質 を 有 す る と 認 め た も の を 含 む 。)</p> <p>(10)</p>
<p>2 前 項 第 9 号 及 び 第 1 0 号 に 該 当 す る 者 の 審 査 の 実 施 等 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 当 該 法 学 研 究 科 、 医 学 研 究 科 、 公 共 政 策 教 育 部 又 は 経 営 管 理 教 育 部 (以 下 第 5 3</p>	<p>2</p>

(同 左)

(同 左)

改正前	改正後
<p>条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位(前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない</p>	<p>第53条の9 (同左)</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位(前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。<u>ただし、専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法曹基礎課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第4項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(同条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。</u></p> <p>第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位(法学研究科が定める必修科目の単位を含む。)については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ものとする。</p> <p>3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第53条の8第4項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>3 （同 左）</p> <p>4 <u>認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書の規定により46単位」と、「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>